八 重 児 第127号

令和2年4月30日

保護者　様

八重瀬町長　新垣　安弘

（　公　印　省　略　）

新型コロナウイルス感染症拡大防止等に伴う登園自粛の延長について（依頼）

　このことについて、これまでも新型コロナウイルス感染症の拡大防止及び施設運営維持のため、登園自粛にご協力いただき感謝申し上げます。

　このたび、沖縄県及び八重瀬町の方針として、県内の感染者数を鑑み、県立学校・町立小中学校の休校期間を令和2年5月7日（木）から2週間程度延長することが決定されました。

　このようなことから保育施設につきましても、より一層の感染拡大防止と施設運営維持のため、下記のとおり登園自粛期間を延長し、**令和2年5月20日（水）までは登園を控える**ようお願い申し上げます。

　令和2年5月6日（水）までの登園自粛期間と同じく、医療従事者等や社会機能維持のために就業を継続しなければいけない保護者、ひとり親家庭などに限定して、感染予防に留意しつつ、引き続き保育の受入れを行います。

**〇引き続き保育を行う場合は、別添「保育申出書」の事前提出を各施設にお願いします。**

**事前に利用日を把握することで、保育スタッフの確保に努めます。**

**・実施期間** 　**令和2年5月7日（木）～令和2年5月20日（水）**

　　　　　 ※国・県の新型コロナウイルス緊急事態宣言の取り扱いにより、実施期

　　　　　　　　間の変更もあります。

**・保育対象者**

医療従事者や社会機能維持するために就業を継続することが必要な方、ひとり親家庭

などで仕事を休むことが困難な方など真にやむを得ない場合に限り受け入れを行いま

す。

**・保育料**

国からの通知に基づき、家庭保育にご協力いただいた期間の保育料を日割り等による

減免措置の上、還付等を行います。登園日数等は各施設に確認を行い、減免額を決定

し後日お知らせします。

八重瀬町役場

児童家庭課　子育て支援係

ＴＥＬ：０９８－９９８－７１６３